

## ○令和6年度米沢市協働提案制度補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における市民と行政の協働の推進を図るため、次条に規定する者が第3条に定める事業を行うのに要する経費について、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に活動している団体であること。
- (2) 構成員が5人以上である団体であること。
- (3) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）でないこと。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (6) 令和4年度米沢市協働提案制度補助金の交付決定を受けた後に提案を取り下げしていない団体であること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、米沢市協働提案制度実施要綱（平成21年米沢市告示第123号。以下「実施要綱」という。）第9条第1項に規定する協働事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が行った協働提案（実施要綱第2条に規定する協働提案をいう。以下同じ。）に基づき実施するもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないもの
- (4) 過去に実施した協働事業と同一の事業内容と認められる協働事業については、本市

の規則その他の規程に基づく補助金の交付を3回以上受けていないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる経費とする。

区分	経費の種類
報償費	講師、専門家等への謝礼等(1人当たり10万円を上限とする。)
旅費	交通費等
需用費	チラシ、ポスター等の印刷費、書籍購入費、材料費、文具購入費、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会議室使用料、車両借上料、機材レンタル費用等
人件費	補助対象事業に従事させるため雇用した者に係る賃金等(補助金の額に0.3を乗じて得た額を上限とする。)
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象事業に係る収入を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号の書類は、実施要綱第7条第1項に規定する協働提案事業認定結果通知書の写しとする。

2 交付申請は、1団体につき年度内1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2号の別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(補助対象者が協働提案する際に掲げた事業目標に変更が生じないものに限る。)
- (2) 補助対象事業のスケジュールの変更(補助対象者が協働提案する際に掲げた事業目標に変更が生じないものに限る。)
- (3) 補助対象事業の実施体制のうち、統括責任者以外の変更

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、規則第6条第1

号及び第2号の変更をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した書面に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の理由及び内容
- (2) その他市長が必要と認める事項  
(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、その者が保有する帳簿、書類等を開覧し、その他必要な調査をすることができる。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施要綱第9条第2項に規定する協働事業完了報告書の写し
- (2) 補助対象事業に係る写真、パンフレット等の資料
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。